平成２７年（フ）第６０７号
大阪府貝塚市久保221番地１
債務者　赤嶺ちとみ
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６１２号
大阪府岸和田市大工町９番８号
債務者　新屋　涼子
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第６３２号
大阪府泉佐野市鶴原927番地の１－４－103、前住所大阪府泉佐野市鶴原1280番地の１－102
債務者　東　　道男
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺298番地204
債務者　ケーシン電気こと　島田　　稔
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１２号
大阪府泉佐野市湊３丁目８番６号
債務者　谷口　直子
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１６号
大阪府阪南市舞３丁目16番３号
債務者　土井　芳美
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２１号
大阪府和泉市浦田町468番地の49
債務者　北井　秀男
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２５号
大阪府泉北郡忠岡町忠岡北３丁目３番47号フェリーチェメゾン201
債務者　水口　義浩
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月23日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３４号
大分県速見郡日出町大字川崎3033番地13　出ノ原ハイツＡ105
債務者　中村　浩二
１　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月15日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月22日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２８年（フ）第３２号
東京都立川市富士見町４丁目15番14号立川第２荘
債務者　伊東　基之
１　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月17日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３８号
大分県速見郡日出町970番地　町営仁王住宅Ａ－７－３
債務者　大川　菜津
１　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月17日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月24日午後１時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第５１２２号
大阪市平野区長吉長原西４丁目４番25－811号
債務者　長谷川順一
１　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５１３８号
大阪市住之江区粉浜２丁目10番８－403号
債務者　松木　孝憲
１　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２１号
大阪市港区八幡屋１丁目１番５－305号、前住所大阪市港区市岡２丁目11番13号　ＦＯＲＵＭ市岡403号
債務者　前田　　宏
１　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１４２号
大阪市西成区鶴見橋３丁目10番12号　木下文化内
債務者　三村裕則こと　李　　裕則
１　決定年月日時　平成28年１月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年４月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８１号
熊本県八代市松崎町382番地13
債務者　浅野　英二
１　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年３月22日午前11時30分
熊本地方裁判所八代支部